



2023年11月13日

各 位

会社名	株 式 会 社 E d u L a b
代表者名	代表取締役社長兼 CEO 廣 實 学 (コード 4427 東証グロース)
問合せ先	取 締 役 C F O 川 瀬 晴 夫 (TEL. 03-6625-7710)

審判手続開始決定に対する答弁書の提出について

当社は、2023年10月20日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」にて開示いたしました通り、当社が、2021年10月15日及び2022年2月28日付にて有価証券報告書等の訂正報告書を提出したことに関し、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、当社に対する237百万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告が行われた旨をお知らせいたしました。

その後、金融庁長官より、2023年10月27日付審判手続開始決定通知書（以下「本件通知書」といいます。）を受領いたしました。

当社は、本件通知書の内容について、専門家の意見も踏まえて検討した結果、課徴金納付命令の勧告対象が、上記訂正対象の一部の有価証券報告書等に限定されているところ、同通知書上、「重要な虚偽記載」の根拠とされた事実関係及び会計基準がどの取引を指すのか明確ではない等の理由から、違反行為及び課徴金額を認める旨の答弁書を提出することはできないと考えております。

これにより、本日開催の取締役会において、本件通知書に対して否認し、これを争う旨の答弁書を、本日提出することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

当社では、本件通知書の手続きに従い、審判手続において当社の主張を行って参りますが、その審判手続及び審判の結果、課徴金納付の勧告による課徴金237百万円の納付命令が決定される可能性もございます。

当社は、争う旨の答弁書を提出する一方で、会計上は、投資家保護の観点から、保守的な処理を行うことが妥当であると考えております。

そのため、当社は、2023年10月20日付にて開示いたしました通り、課徴金237百万円のうち、すでに引当金として計上済みの170百万円に加えて、残り67百万円についても、2023年9月期に、保守的な処理として引当金を積み増し、特別損失に計上する予定です。

以上